

皆野町役場町民作品展示コーナー作品展示規約

- 1 皆野町役場町民作品展示コーナー（以下「展示コーナー」といいます。）は、皆野町（以下「町」といいます。）が指定した皆野町役場庁舎1階ロビー内の場所とします。
- 2 展示コーナーでの作品展示は、あらかじめ町が指定した団体又は個人（以下「展示者」といいます。）が、町が指定する期間の範囲内ですることができます。展示期間は月単位で指定しますので、指定された月初に作品を搬入し月末までに搬出してください。
なお、閉庁日にも作品の搬入、搬出ができますが、事前に総務課財務担当あて連絡をしてください。ご連絡がない場合、庁舎への立ち入りをお断りする場合があります。
- 3 作品の搬入及び搬出は、利用者が行ってください。町は、掲示用ボードのフック、画びょう、作品名札のみ用意します。フック等は、作品搬入時に総務課から借り受け、搬出時に返却してください。
なお、額縁その他作品を装飾するものを併せて展示することができます。
- 4 展示する作品は、オリジナルのものに限ります。内容は自由ですが、公序良俗に反するもの、特定の個人、企業又は団体などを誹謗中傷する内容のもの展示はできません。町は、展示が不相当と判断した作品を撤去することがあります。
また、展示コーナーを超える大きさの作品の展示は、お断りする場合があります。
- 5 町は、搬入、搬出時及び展示中の作品及び額縁等の破損、汚損、盗難、天災、その他不可抗力とみなされる損害に対して責任を負いません。
- 6 町は、町の都合により展示コーナーを使用し、又は閉鎖する必要があるときは、利用者に作品の撤去を求め、もしくは展示期間の変更を求めます。この場合、展示者は町の指示に従ってください。
- 7 展示に関して町が得た展示者の個人情報、皆野町個人情報保護条例（平成15年条例第6号）に基づき取り扱います。